

桃山学院大学社会学会会則

第1条 (名称) 本会は桃山学院大学社会学会 (Sociological Association of St. Andrew's University <Momoyama Gakuin Daigaku>, Osaka, Japan—S. A. S. A.) と称する。

第2条 (目的) 本会は、桃山学院大学における社会学に関する研究を促進し、あわせて相互の親睦をはかることをその目的とする。

第3条 (事務所) 本会の事務所は桃山学院大学内におく。

第4条 (事業) 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 研究会の開催
- (2) 機関誌その他の刊行
- (3) 講演会その他集会の開催
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第5条 (会員) 本会の会員は次の通りとする。

(1) 正会員は、本学の教授、助教授、専任講師または助手で社会学を専攻する者もしくはこれに関心をもつ者および本会の目的達成のために協力する者で本会の理事会において推薦する者とする。

(2) 賛助会員は、正会員2名以上の者の紹介により入会を申込み理事会の承認をうけた者とする。

(3) 講読会員は次の通りとする。

- イ 本学社会学部の学生 ロ 本学社会学部の卒業生
ハ その他理事会の承認をうけた者

2 会員には機関誌を配布する。

3 正会員及び賛助会員は、本会の総会ならびに第4条に規定する研究会その他の集會に出席し、本会刊行物の配布をうけることができる。

4 講読会員は、第4条第3号に規定する講演会その他の集會に出席し、機関誌を除く本会刊行物の配布を実費でうけることができる。

第6条 (会費) 会員は別に定める会費を負担しなければならない。

第7条 (役員) 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名 (2) 理事 若干名 (3) 監事 2名

2 役員は、すべて総会において正会員の互選によりこれを選出し、その任期は1年とする。ただし再選をさまたげない。

3 会長および理事は本会の運営にあたる。

4 監事は本会の会計を監査する。

第8条 (総会) 本会は毎年1回総会を開催する。

2 会長は、必要があると認めるときは、臨時に総会を召集することができる。

第9条 (会計及び監査) 本会の会計年度は、4月1日から始まり翌年3月31日に終る。

2 監事は、毎年本会の会計を監査してこれを総会に報告し承認を受けなければならない。

第10条 (会則の改正) 本会会則の改正は正会員全員の過半数による。

附 則

第11条 本会則は1966年4月1日より施行する。 (1968年6月14日一部改正)

1972年度役員

会 長 勝部 元

理 事 黒川昭登(庶務・会計) 大野道邦(編集) 北川紀男(編集)

倉橋重史(研究会) 村上公敏(研究会)

監 事 今崎秀一 鈴木 信